

大田区企業立地・SDGs促進助成金 手引き

助成率 対象経費の1/3

助成上限 (1) 製造業、貸工場経営者 1,000万円
(2) 研究開発企業等（ファブレスを含む） 500万円

対象経費 50万円以上の工事で以下に該当するもの

- (1) 新增設又は移転
- (2) 脱炭素化または生産性向上に寄与する建物付帯設備の整備

<問い合わせ先>

一般財団法人日本立地センター 03-5801-9840

助成金の相談から申請書の受理までを、現場に訪問して支援いたします。お気軽にお電話ください。

※立地センターの職員への相談は必須としております。過去に申請実績がある場合も必ずお電話ください。

本助成金は、区内で操業を希望する製造業を営む者又は研究開発企業等の操業拠点の新增設、移転、建物付帯設備の整備等を行う際に係る費用を助成することにより、産業集積の維持発展並びに脱炭素化及び生産性の向上による区内企業の持続可能な経営を促進することを目的とした助成金です。

申請にあたっては本手引きをご確認ください。

1 助成対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 1年以上継続して同一の製造業を営む中小企業者
- (2) 1年以上継続して同一の研究開発等を営む中小企業者
- (3) 大田区内の土地で貸工場を経営する者

【製造業の定義】

日本標準産業分類に定める「大分類E.製造業」を営む事業者

【製造業の詳細条件】

主に加工、組立て等の製造を行う施設を持つものに限る

【中小企業者の定義】

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者

【研究開発企業等の定義】

以下に該当する者をいう。

ア ファブレス企業 自らは製品等の企画・設計や研究開発、マーケティング、販売などに特化し、生産は外部に外注及び委託をする中小企業者であって、次に掲げる要件を全て満たす者又はこれに準ずると認められる者をいう。

(ア) 製造業を主たる事業として営んでいること。

(イ) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）にて定める工場認可を取得している工場を持たないこと。

(ウ) 自社製品を有している若しくは自社製品を開発している又は受託開発を行っていること。

イ ものづくりサポート企業 ものづくり基盤技術振興基本法（平成 11 年法律第 2 号）第 2 条第 2 項及びものづくり基盤技術振興基本法施行令（平成 11 年政令第 188 号）第 2 条に規定するものづくり基盤産業のうち次に掲げる業種を営む中小企業者又は区長が特にものづくり産業の活性化のために必要と認める者をいう。

(ア) ソフトウェア業

(イ) 情報処理・提供サービス業（情報処理サービス業を除き、工業の科学技術に関する研究開発に係る情報の提供を行うものに限る。）

(ウ) デザイン業

(エ) 機械設計業及びエンジニアリング業

(オ) 研究開発支援検査分析業

(カ) 理学研究所及び工学研究所（それぞれ工業の科学技術に関する研究開発を行うものに限る。）

【研究開発企業等の詳細条件】

ア ファブレス企業であって、直近 3 か年のいずれかの決算書において製造原価に占める外注比率が 50%以上であること。

イ ものづくりサポート企業であって、第 6 条に規定する事業計画書を提出する日から 1 年前までに、区内中小製造業者に対し、第 2 条第 4 号に規定する業種に係るサービスを提供したことがあること。この場合において、区外からの移転の場合、区内中小製造業者との取引開始の見込みのあること。

【貸工場経営者の詳細条件】

貸工場とは「区内の土地に自ら賃貸することを目的として設置する生産施設を持つ工場」をいう。

※生産施設を持たない事務所のみの施設については助成対象外。

2 助成率及び助成上限

助成率：対象経費（税抜）の 1 / 3

助成上限：（1）製造業、貸工場経営者 1,000 万円

（2）研究開発企業等（ファブレスを含む） 500 万円

助成回数：上限に達するまで何度でも申請可。

例）製造業で 300 万円の交付を受けた場合、次回以降は最大 700 万円まで助成金の交付が可能です。

3 助成対象となる事業

50 万円（税抜）以上の工事

・複数工事がある場合、合算して 50 万円を超えていれば対象となります。

・価格が妥当であることを証明できるよう、カタログ、仕様書、見積書などをご用意ください。特に、50 万以上の経費に関しては、必ず他社との比較検討を行ってください。必要に応じて、メーカー等に確認させていただく場合があります。

※個人として申請する場合、必ず個人名で見積りをとってください。会社名で見積りを取り、請求・支

払が済んでしまうと、対象経費に算入できません。

4 助成対象経費

(1) 新增設又は移転

- ・ 新增設とは、工場の建て替え、購入、工場拡張・集約を目的とした建物の修繕も対象となります。
- ・ 新增設・移転に伴う建物付帯設備の整備も対象となります。

★移転費用とは

種類	内容
移転費用	移転費用のうち、次に掲げるもの 1 操業に必要な設備の運送及び設置経費 2 操業に必要な別表第1に定める生産施設、建物付帯設備及び事務所等施設の移転に係る費用
原状回復費用	区内に所在する賃貸借契約を締結していた移転前の工場で、引き続き10年間にわたり貸工場として使用されることが確約されている工場の原状回復費用

(2) 脱炭素化または生産性向上に寄与する建物付帯設備の整備

- ・ 脱炭素化または生産性向上に寄与するものに限り、カタログ値等で算出してください。算出が困難な場合、ご相談ください。

★建物付帯設備とは

種類	内容
生産施設	1 主に加工、組立て等の製造を行う施設 2 その他製造に関する施設（検査室、クリーンルーム等）
建物付帯設備	建物付帯設備のうち、次に掲げるもの（建物から容易に移動又は取外しができないもので建築基準法の規制に支障のないものに限る。） 1 操業に必要な設備壁、床、排煙設備、空調設備、給排水設備、受電設備、照明器具等 2 生産事業（生産又は加工）の工程上必要な設備（クレーン、コンプレッサー等） 3 門、塀、駐車場、緑化施設等 4 省エネルギー設備太陽光等発電システム、充電設備等 5 その他脱炭素化又は生産性を向上に寄与する設備
事務所等施設	事務所、研究室、倉庫、休憩室、ロッカー室、食堂等 （住宅部分は、含まない。）

※ 住宅が併設されている場合、事務所等施設は、当該工場又は貸工場の生産施設部分の延床面積を限度として助成の対象とする。

※ 梱包等を行う場所は「生産施設」に含まれます。

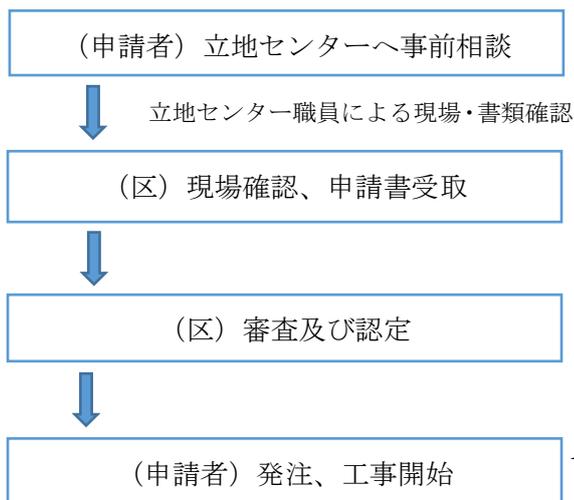
※ リースの場合、1年分に限ります。

助成対象外となるもの（例）

- ・工作機械などの「生産設備等機械及び装置の購入費用」や備品家具、什器類
- ・土地の測量、造成、取得等にかかる経費、公租公課、賃借料
- ・住宅部分は助成対象外。工場と住宅を併設するときは、工場部分（事務所等を含む）にかかる経費のみを助成対象経費します。
- ・事業計画書に記載のないもので区の承認を得ずに工事、購入したもの。
- ・自身で実施する工事（材料費等を対象とすることはできません）

5 スケジュール（申請から交付後まで）

【申請～認定まで】



※工事に必要な手続きを行ってください。

- 建築確認申請の手続き、建築計画概要書の閲覧・建築審査課へ
 - 工場認可の申請・変更手続き・環境対策課へ
- 特に建築確認申請の必要性については必ずご確認ください。

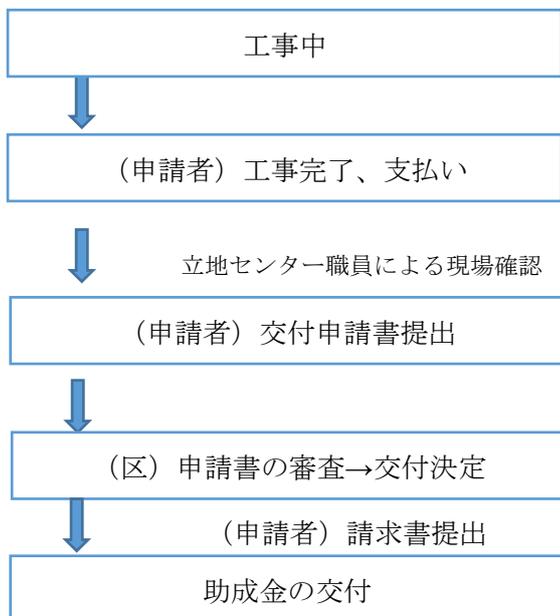
(区) 審査及び認定

事業計画書提出から1～2か月後を予定しております。

(申請者) 発注、工事開始

「事業計画認定前着手届」を提出することで、認定前に発注、着工することができます。

【工事完了後～助成金の支払いまで】



工事内容の変更、金額の変更等がある場合は区の担当者にご連絡ください。
認定の日の翌日から2年以内に事業を完了してください。

完了後、区職員に連絡をお願いいたします。

※必要に応じて工事完了後必要な手続きを行ってください。

- 工事完了届の提出→区役所7階 建築審査課へ
- 工事完成届の提出→区役所8階 環境対策課へ

(申請者) 請求書提出

区の担当者から別途ひな型を送付いたします。

【助成金支払い後】

助成金の支払いの1年後に「操業状況報告書」の送付が必要です。本報告書の提出がない場合、今後

本助成金の申請ができなくなります。必ず送付してください。

▶提出先及び提出方法

電子メールの場合：kogyo@city.ota.tokyo.jp

件名を「(申請者名) 操業状況報告書の提出」としてください。例：●●製作所_操業状況報告書の提出

郵送の場合：144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業振興課（工業）

▶期日

交付決定の際にお知らせいたします。不明な場合は区担当者までご連絡ください。

6 提出書類詳細

(1) 事業計画書

インデックスをつけ、正本1部、副本1部をご用意ください。

(1)事業計画書

(2)計画概要資料(位置図、平面図)及び既存工場の現況写真(外観・内部)

(3)資金計画及び経営計画書(第2号様式)

(4)算出根拠となる見積書

(5)企業概要書(第3号様式)及びパンフレット等

(6)法人登記事項証明書(履歴事項全部証明書)※法人の場合

(7)決算報告書の写し(貸借対照表及び損益計算書等)(3期分)※法人の場合

(8)過去3年分の確定申告書の表紙(第一面)、所得税青色申告決算書(収支内訳書)の損益計算書及び貸借対照表の写し※個人の場合

(9)事業計画認定前着手届(第4号様式)※認定前に当該工事に係る契約締結を行う場合

(10)建築計画概要書の写し※新設の場合は不要

(11)工場設置認可書の写し※後日提出可

留意点

- ・建物付帯設備の整備の場合、脱炭素化又は生産性向上となる根拠について記載してください。
- ・建築確認申請など工事に必要な手続きについては必ず建築審査課にご確認ください。確認をしないまま工事を進めてしまいますと、不認定となる場合があります。

(2) 交付申請書

(1)交付申請書(本様式)

(2)認定事業経費明細書(第10号様式)

(3)契約書の写し(契約内容・契約日・契約金額・契約先が確認できるもの。注文書など)

(4)請求書、領収書等の写し(支払日・支払金額・支払先が記載されているもの)

(5)建築物に関する完了検査の検査済証の写し※建物の新增設等の場合

(6)工場認定書の写し※計画提出時から変更があった場合のみ

(7)法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)※法人で計画提出時から変更があった場合のみ

留意点

- ・事業計画書に記入のないものを、区の承認を得ずに工事・購入しても助成対象にはなりません。
- ・数量を「一式」とした場合は、内訳について確認できるよう仕様書等を整備してください。
- ・領収書・銀行振込書等の写しは、この事業専用としてください。それ以外の支払との混合払、他の取引との相殺払、現金による支払、手形の裏書譲渡による支払いは行わないでください。
- ・銀行振込の場合は、銀行の受領書（振込依頼書控）を必ず受け取ってください。

(3) 操業状況報告書

- ・操業状況について報告する様式です。本助成金で行った工事等の概要や立地意向などを記載してください。
- ・従業員数、区内企業との取引、脱炭素化・省エネルギー化率、生産性向上率について、助成事業の実施前に比べてどのくらい向上したかを記載していただきます。
- ・本報告書の提出は要綱にて義務付けられています。提出を怠った場合、次回の助成金の申請はできません。

7 その他留意点

- ・事業計画の認定の日の翌日から2年以内に事業を完了してください。
事業完了とは、当該事業計画に基づき工場等または貸工場を整備（支払も完了）していることを指します。
- ・遵守事項等については「大田区企業立地・SDGs 促進助成事業実施要綱」を必ずご確認ください。
区長が当該事業の趣旨に反する行為と認めるときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還していただく場合があります。
- ・事業計画書に記入のないものを、区の承認を得ずに工事・購入しても助成対象にはなりません。
- ・領収書・銀行振込書等の写しは、この事業専用としてください。それ以外の支払との混合払、他の取引との相殺払、現金による支払、手形の裏書譲渡による支払いは行わないでください。
- ・銀行振込の場合は、銀行の受領書（振込依頼書控）を必ず受け取ってください。

【よくある質問】

Q	A
過去の申請において研究開発企業として400万円の交付を受けたが、自社で製造を始めた場合、製造業として助成を新たに受けることはできるか。	製造業の定義に当てはまる場合、申請は可能。その場合の助成上限は、過去に受けた助成金を差し引いた金額となります。（この場合、600万円が上限となります。）
他の補助金との併用はできるか。	併用はできません。（対象事業が異なっている場合は可能です。）
途中で追加工事が必要となった場合どうしたらよいか。	区の担当者へご連絡ください。

【変更が生じる場合】

事業計画の認定前に事業計画を変更する場合	事業計画変更届（別記第5号様式）を提出。
対象経費が2割以上変更した場合、工事の追加があった場合	事業計画認定後変更申請書（別記第7号様式）を提出。区長の承認を得なければならない。
代表者の変更及び住所の変更があった場合	事業計画変更届（別記第5号様式）を提出。 ※事業計画の認定前／後に関わらず

（3）助成金交付額について

- ・事業計画書の「認定」は、計画時の助成金予定額が必ず交付されることを保証するものではありません。所定の手続きを履行し、法令の順守が確認された場合に助成金が交付されます。
- ・交付申請書の提出時に、補助対象経費の支出の正当性を証明するための提出書類の不備等が発生した場合、その部分は、助成金額を決定する際に減額されます。